

SPECIAL REPORT

「指定事業者が生乳取引を拒否できる ルール違反の事例集」説明会の概要

平成30年度に改正畜安法が施行された。同法に基づき、酪農家と指定生乳生産者団体などの事業者が契約に基づき年間を通じて安定した生乳取引が行われるよう、場当たりの取引を認めないルールも定められており、今年、農林水産省において、これまで問い合わせのあった事例を基に、制度を解説する事例集が作成された。本会議では、9月28日、農林水産省牛乳乳製品課の塩田専門官を講師に招き、指定団体等の職員を対象にした説明会をウェブにより開催した。その概要は、以下のとおり。

1. 生乳取引を拒否できるルール違反とは

指定事業者が生乳取引を拒否できるルール違反の1点目は、「季節変動を超えた増減」で、夏場など飲用需要が増加する時期に他の取引先に多く出荷、冬場など飲用需要が減少する時期に指定事業者に多く出荷するような取引を指す。

2点目は、「短期間のみ」の取引。飲用需要が減少する一時期（年末年始など）のみ指定事業者に出荷するような取引を指す。

3点目は、「特定の用途のみ」の取引。自分の生乳を飲用牛乳向けだけに仕向けて欲しい、特定の乳業だけに持って行って欲しいといった条件をつけた取引を指す。

指定団体が、酪農家からの「特定乳業へ販売して欲しい」といった希望を拒み契約を解除した場合、指定団体へ影響はあるかといった質問を頂いたが、指定要件に影響はない。ただし、契約の解除については、契約書や業務規程で契約解除できる旨を規定している必要はある。

4点目は「統一的に定める基準に不適合」。指定事業者が統一的に定める無脂乳固形分の含有比率等の乳成分の基準、体細胞数等の生乳の品質に関わる規格に適合しない生乳を出荷するような取引を指す。

5点目は、「契約数量から大幅に増減」。他の取引先の売れ行き不振などの理由により、合意なく指定事業者への出荷数量を契約数量から大幅に増やす又は減らすような取引を指す。

6点目は、「虚偽・不正などの申し出」。契約で明記された生乳生産に係る農薬等の使用の記録及び保管が適正に行われておらず、指定事業者が改善を要求したにも関わらず、依然として適切な対応が取られないような場合を指す。

7点目は、「その他」。「生乳買取販売のみを行うこと」としている指定事業者に対して委託販売を依頼するような取引、「生乳受託販売のみを行うこと」としている指定事業者に対する買取販売を依頼するような取引、「指定事業者が行っている、生産者間での集送乳経費の平準化の措置や取引数量を基準とする乳代の支払を拒むような取引」についても拒否できる。

集送乳経費の平準化の措置だけでなく、他の手数料にも不満があり、見直しをしなければ期中でも他組織に出荷を変更すると迫られた場合、「ルール違反だから拒否します。」と回答するのは良いが、実力行使される可能性もあるのではないか、との質問を頂いた。実力行使される可能性はあるが、生産者が一方的に契約違反をすれば、上記6点目「虚偽・不正などの申し出」に該当するため、指定事業者は、次年度の受入を拒否することもできる。このような可能性を生産者に理解して頂いた上で、当事者間で協議願いたい。

2. ルール違反の事例

具体的な事例の1点目は、「来年度から毎月1か月のうち1日だけ指定事業者に出荷したい」といった内容。「季節変動を超えた増減」と「短期間のみ」の拒める理由に該当する可能性がある。

2点目は、「1年を通して他の取引先に出荷する契約だが、年度途中で増頭した分は指定事業者に出荷したい」といった内容。「季節変動を超えた増減」の拒める理由に該当する可能性がある。また、例えば、年末年始に近い時期に増加した分だけ出したいという申し出は、程度の差はあると思うが、「短期間のみ」に該当する可能性もある。

3点目は、「前年度は指定事業者との契約を一方的に破棄したが、今年度は指定事業者に出荷したい」といった内容。「虚偽・不正などの申し出」に該当する可能性がある。Q&Aでも周知しているが、前年度に一方的な契約違反があった場合、次年度は、指定事業者は契約の申し出を拒否できる。

4点目は、「1年間を通して指定事業者に出荷する契約だが、7月から生乳の一部を乳価が高い他の取引先に出荷したい」といった内容。「季節変動を超えた増減」、「契約数量から大幅に増減」、「虚偽・不正などの申し出」に該当する可能性がある。

5点目は、「1年を通して指定事業者に出荷する契約だが、8～11月まで月に1回ずつ乳価が高い他の取引先に出荷したい」といった内容。「季節変動を超えた増減」、

「契約数量から大幅に増減」、「虚偽・不正などの申出」に該当する可能性がある。

6点目は、「1年を通して他の取引先に出荷する契約だが、他の取引先が思ったより良くなかったので、8月から指定事業者に出荷したい」といった内容。「季節変動を超えた増減」に該当する可能性がある。

7点目は、「1年を通して指定事業者と他の取引先それぞれに一定割合で出荷する契約だが、日々、出荷量が大幅に変動する」といった内容。「季節変動を超えた増減」、「契約数量から大幅に増減」、「虚偽・不正などの申出」に該当する可能性がある。

8点目は、「1年を通して指定事業者に出荷する契約だが、10～11月だけ生乳の一部を他の取引先に出荷したい」といった内容。「季節変動を超えた増減」、「契約数量から大幅に増減」、「虚偽・不正などの申出」に該当する可能性がある。

3. 生乳の安定取引のために

旧制度下においては、酪農家にとって生乳の出荷先が限定されていたが、制度改正により、出荷先の選択肢が広がった。これまでのルール違反の事例を振り返ると、「制度改正によって、出荷先が自由に選べるようになった」ということだけが強く響き、取引のルールや契約内容を守ることが浸透していない可能性があるという印象がある。生乳は年間を通じて、需要期と不需要期があ

り、貯蔵性もなく、需要にぴったり合わせて生産をコントロールすることのできない特殊な商材である。だからこそ、生産者と事業者は、需要期と不需要期が一巡する年間単位で取引し、両者間で年間販売計画をすり合わせることが、生乳の安定取引と牛乳乳製品の安定供給には欠かせない。

こうした生乳取引の特性を十分に認識し、事例集（図参照）の2ページ下段にある次の「注意事項」もご理解いただきたい。

- 契約は、両者の合意に基づき成立するものです。
- 契約は、商取引の基本となるもので、契約当事者双方が遵守する義務があります。契約締結の際は内容の事前説明を求め、よく認識して、不明点がないようにしましょう。
- 契約期間途中（年度途中）の契約違反・不履行は、取引先の不利益となり、契約に基づく違約金が発生する等、自らの不利益になる可能性があります。
- 酪農家の創意工夫を活かせるよう、出荷先の選択肢が拡大されましたが、年度途中で出荷先や出荷量を変更することは契約違反にあたるだけでなく、制度趣旨にも反します。

その上で、生産者には、契約不履行や不公平な取引を行えば指定事業者から取引を拒否される可能性があるということ認識し、経営判断をしなければいけないということをご理解いただきたい。

指定事業者が 生乳取引を拒否できる ルール違反の事例集

ルールに反した「いいとこどり」に対して、
指定事業者は取引を拒否することができます。

問い合わせ窓口

農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課
TEL: 03-3502-5988

加工原料乳生産 農林水産省

<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/gyunyukakou.html>

問い合わせフォーム
https://www.contactus.maff.go.jp/form/seisavc_gyunyui/171027.html

Q&A
<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/gyunyutu/sch/pdf/kou-32.pdf>

農林水産省